

見附市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第32号

見附市手数料条例の一部を改正する条例

見附市手数料条例(平成12年見附市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中30の項を32の項とし、同表29の項中「(平成14年法律第151号)」を削り、同項を同表31の項とし、同表7の項から28の項までを2項ずつ繰り下げ、同表6の項中「書類の閲覧」を「規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表8の項とし、同表5の項中「交付又は」を「交付、」に改め、「記載した事項の証明書」の次に「の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同項を同表7の項とし、同表4の項を5の項とし、同項の次に次のように加える。

6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
---	--------------------------

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
---	--

別表第1の3の項中「同法第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表4の項とし、同表2の項の次に次のように加える。

<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
--	---------------------------------

別表第2の3の項中「。以下この項及び6の項において「規則」という。」を削り、「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

別表第4中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく宅地造成」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項及び第30条第1項の規定による宅地造成等、特定盛土等又は土石の堆積」に、「宅地造成工事」を「宅地造成等工事」に改める。

#### 附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第4の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の改正規定 令和6年3月1日
- (3) 別表第2の3の項の改正規定 令和6年4月1日